

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十七号

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(自動車税の種別割の第二次納税義務に係る納付義務の免除の手続等) 第五十四条の四 条例第百二十一条の四の規定によつて申告書を提出しようとする者は、法第十一条の十第二項に規定する事実の発生したことを知つた日から三十日以内に、別記様式第八十号の五による自動車税種別割の第二次納税義務に係る納付義務免除申告書に納付義務の免除を受けようとする理由を証するに足りる書類を添付して、県税事務所長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(自動車税の種別割の第二次納税義務に係る納付義務の免除の手続等) 第五十四条の四 条例第百二十一条の二の規定によつて申告書を提出しようとする者は、法第十一条の九第二項に規定する事実の発生したことを知つた日から三十日以内に、別記様式第八十号の五による自動車税種別割の第二次納税義務に係る納付義務免除申告書に納付義務の免除を受けようとする理由を証するに足りる書類を添付して、県税事務所長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第80号の5（第54条の4関係）

(略)

自動車税種別割の第二次納税義務に係る納付義務免除申告書

次の自動車は、所有権を留保して販売しましたが、地方税法第11条の10第2項の規定に該当することになりました。

自動車の表示	登録番号		地方税法第11条の10第2項に規定する事実の発生した年月日	(略)
	自動車の種別及び用途			
	車台番号		地方税法第11条の10第2項に規定する事実の発生した年月日	
	定置場		知った年月日	
(略)				

(注) (略)
備考 (略)

様式第80号の6（第54条の4関係）

(略)

自動車税種別割の第二次納税義務に係る納付義務免除承認通知書

年 月 日付けで申告のあつた自動車税種別割の第二次納税義務に係る免除については、地方税法第11条の10第2項の規定により免除します。に該当しないので免除できません。

(略)

(注) (略)
備考 (略)

改正前

様式第80号の5（第54条の4関係）

(略)

自動車税種別割の第二次納税義務に係る納付義務免除申告書

次の自動車は、所有権を留保して販売しましたが、地方税法第11条の9第2項の規定に該当することになりました。

自動車の表示	登録番号		地方税法第11条の9第2項に規定する事実の発生した年月日	(略)
	自動車の種別及び用途			
	車台番号		地方税法第11条の9第2項に規定する事実の発生した年月日	
	定置場		知った年月日	
(略)				

(注) (略)
備考 (略)

様式第80号の6（第54条の4関係）

(略)

自動車税種別割の第二次納税義務に係る納付義務免除承認通知書

年 月 日付けで申告のあつた自動車税種別割の第二次納税義務に係る免除については、地方税法第11条の9第2項の規定により免除します。に該当しないので免除できません。

(略)

(注) (略)
備考 (略)

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第二条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税免除等の手続) 第二十二条 県税事務所長等は、条例第百十三条の三第一項第五号若しくは同条第二項ただし書の規定による承認をし、若しくは承認をしない旨の決定をするとき、<u>法第十一条の第十</u>第二項の規定による第二次納税義務に係る納付の義務の免除をし、若しくは免除をしない旨の決定をするとき又は法第百四十四条の三十第一項若しくは法第百四十四条の三十一第四項(法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による納入の免除をし、若しくは納入の免除をしない旨の決定をするときは、次の各号に掲げる決議書によつてしなければならない。</p> <p>一―四 (略)</p> <p>2―4 (略)</p>	<p>(課税免除等の手続) 第二十二条 県税事務所長等は、条例第百十三条の三第一項第五号若しくは同条第二項ただし書の規定による承認をし、若しくは承認をしない旨の決定をするとき、<u>法第十一条の九</u>第二項の規定による第二次納税義務に係る納付の義務の免除をし、若しくは免除をしない旨の決定をするとき又は法第百四十四条の三十第一項若しくは法第百四十四条の三十一第四項(法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による納入の免除をし、若しくは納入の免除をしない旨の決定をするときは、次の各号に掲げる決議書によつてなければならない。</p> <p>一―四 (略)</p> <p>2―4 (略)</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第125号の2（第22条関係）

自動車税種別割の第二次納税義務に係る納付義務免除承認決議書
不承認

(略)

年 月 日付けで申告のあつた自動車税種別割の第二次納税義務に係る免除については、地方税法第11条の10第2項の規定により免除する。
に該当しないので免除しない。

(略)

備考 (略)

改正前

様式第125号の2（第22条関係）

自動車税種別割の第二次納税義務に係る納付義務免除承認決議書
不承認

(略)

年 月 日付けで申告のあつた自動車税種別割の第二次納税義務に係る免除については、地方税法第11条の9第2項の規定により免除する。
に該当しないので免除しない。

(略)

備考 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年一月一日から施行する。
(旧様式による用紙に関する経過措置)
- 2 この規則による改正前の広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。